

労働基準広報 2018 No.1948

2/1

CONTENTS

特集 副業・兼業の促進に関するガイドラインの内容 —— 6

企業は原則として副業・兼業を認める方向とすることが適当

副業・兼業について、多くの企業では、就業規則に職務専念義務を定めて禁止している。「柔軟な働き方に関する検討会」(座長・松村茂東北芸術工科大学教授、日本テレワーク学会会長)は、平成29年10月から6回開催され、雇用型テレワーク、自営型(非雇用型)テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方について、その実態や課題の把握及びガイドラインの策定等に向けた検討を行ってきた。今回は、平成29年12月25日公表の「柔軟な働き方に関する検討会」報告書及び「副業・兼業の促進に関するガイドライン」についてみていく。(編集部)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ —— 14

〈第42回〉 有期雇用に関する判例の動向と
同一労働同一賃金に関する法改正の動き

労働契約法20条をめぐる裁判例や 法改正の動向を注視する必要がある

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 解釈例規物語⁹⁹ —— 28

第41条関係

日給者の当直に対し 代休を与えた場合の賃金

(中川恒彦)

● 企業税務講座 —— 38

第86回 平成30年度税制改正大綱^①

多様化する働き方に対応した 所得税の見直しなど

(弁護士・橋森正樹)

● NEWS —— 1

(30年度から労災保険率・労務費率を改定)一般54業種中20業種で料率引下げに/ (厚労省・介護(補償)給付額改定) 常時介護の最高限度を月10万5290円に引上げ/ (28年度末の労災特別加入の状況) 前年度末と比べ3.8%増の合計約179万1000人に/ ほか

● 2018年 厚生労働行政の抱負 —— 42

厚生労働大臣 加藤勝信

政策統括官(総合政策担当) 藤澤勝博

● 本誌読者アンケート —— 37 ● 連載 労働スクランブル^⑩ (労働評論家・飯田康夫) —— 46 ● わたしの監督雑感 愛知・半田労働基準監督署長 水谷隆宏 —— 54 ● 編集室 —— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(37ページ)

労務相談室

回答者

出向・転籍 [出向規定あるが出向の実績ない] 出向させられないか	48	弁護士・平田健二
労働基準法 [開発部門を対象に専門裁量制を実施] 休日を選択制にしたい	50	弁護士・山口毅
雇用保険法 [介護休業を分割で取得] 介護休業給付金の申請は	52	特定社労士・松本雄之

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内